



インタビュー

国際統合報告評議会（IIRC） テクニカル・ディレクター Michael Nugent氏に訊く ～統合報告の保証とIIRCのこれから～



左から、Michael Nugent氏、和貝享介氏

IIRCテクニカル・ディレクター Michael Nugent

IIRCワーキンググループメンバー・
日本公認会計士協会常務理事 和貝 享介

国際的な広がりをもつ統合報告だが、当該報告書の信頼性や保証が1つの課題となる。国際統合報告評議会（IIRC）は、2014年8月に、統合報告の保証に関する資料「Assurance on <IR> : an introduction to the discussion」及び「Assurance on <IR> : an exploration of issues」を公表しており（意見募集は2014年12月1日まで）、近々、フィードバックの結果が公表される予定である。

そこで、本誌では、国際監査・保証基準審議会（IAASB）でISAE3000の作成にも携わり、また、IIRCのテクニカル・ディレクターとしてIIRCフレームワークを担当し、現在は統合報告の保証に取り組まれているMichael Nugent氏にインタビューを行った。

インタビューでは、IIRCフレームワークの特徴、統合報告の保証、上記草案に寄せられたコメント内容、今後のIIRCの活動等についてお話をうかがった。是非、ご一読いただきたい。

（機関誌編集委員会）

1

国際統合報告フレームワークについて

和 貝 このたびは、はるばるオーストラリアよりお越しいただき、ありがとうございます。さっそくインタビューを始めます。

まず、国際統合報告評議会（IIRC）のフレームワーク（以下「IIRCフレームワーク」という。）の重要なポイントは何であると考えていらっしゃいますか？ 特に、伝統的な企業報告実務との違いの観点での見解をうかがいたいと思います。

Nugent 伝統的な企業報告との最大の違いは、IIRCフレームワークが長期にわたる価値創造に焦点を置いていることです。他の主な企業報告書では、過去の財務業績や持続可能性の影響に焦点が置かれますが、IIRCフレームワークでは、将来の価値創造に焦点が置かれています。このような焦点の違いから、IIRCフレームワークの構成も異なるものとなっています。

最も特徴的な点は、IIRCフレームワークに6つの資本（財務、製造、知的、人的、社会・関係、自然）が定められていることです。これは、ほかにはないものです。

2つ目の違いとしては、結合性です。IIRCフレームワークは、一部ではなく、全体像を伝えることを目的としています。

3つ目には、簡潔性を挙げることでできると思います。私たちは、より多くの情報が開示される必要があると考えがちですが、報告書中の情報が多すぎると読むのが難しくなってしまう。そのため、IIRCフレームワークでは、情報は簡潔にまとめ、人々が読みやすく、分かりやすいも

のにすべきだとしています。

和 貝 IIRCフレームワークの公表後、IIRCフレームワークの適用や参照は進んでいると思われますか？

Nugent 喜ばしいことに、IIRCフレームワークは利用されていると思います。ただ、IIRCフレームワークを利用している企業の数に比べると、報告書でIIRCフレームワークに言及している企業は少ないと思います。というのも、統合報告という考え方自体は、新しいものではないからです。統合報告は、さまざまな情報を1つにまとめた報告書であり、IIRCフレームワークは、統合報告についてのさまざまな考え方を1つにまとめたものです。現在は、個別のそれぞれの部分を、それぞれ異なる方法で適用されていますが、時間の経過とともに収斂されていき、私たちが考える統合報告の全体像がもつてみえてくるようになると思います。そのころには、IIRCフレームワーク自体に言及する企業が増えてくるでしょう。

現時点では、統合報告が行われていることを嬉しく思います。統合報告の質が向上し、統合思考が向上することが重要だからです。とはいえ、統合報告を行う多くの企業がIIRCフレームワークに言及してくれるのであれば、それは嬉しいことです。

和 貝 IIRCフレームワークの適用が広がるためには、どのようなハードル又は課題があると思われますか？

Nugent 1つは、文化だと思います。

自分が慣れ親しんでいるという意味での文化です。北米を例に取りましょう。IIRCフレームワークは原則主義に基づいていますが、北米では規則主義の枠組みが一般的であり、

原則主義のフレームワークに慣れていません。このように、文化や、これまで何をしてきたかということが障害になると思います。また、IIRCフレームワークに準拠した報告を行っているかどうかの確信が持てないために、IIRCフレームワークに言及したくないと考えている企業もあるようです。彼らはIIRCフレームワークを使って報告を行っていますが、必ずしもIIRCフレームワークに言及していません。これは、「フレームワークのこの部分の報告が抜けている」などといわれることをおそれているからだだと思います。これらはどちらもハードルといえますが、時間が経てば解消されると考えています。

和 貝 IIRCフレームワークの改訂の必要性は感じますか？

Nugent 私は、将来、IIRCフレームワークの改訂を行うべきだと考えています。今は安定した土台が必要ですから、すぐに変えるべきではないと思いますが、IIRCフレームワーク自体がとても新しいものですので、比較的近いうちに何を変えるべきかが分かってくると思います。

IIRCフレームワークを変えるべきであるとの要望と、安定した土台を望む声とのバランスを取らなければなりません。私の考えですが、2017年ぐらいがIIRCフレームワークを改訂する時期として適切だと思います。ただし、IIRCフレームワークの利用者が何を望んでいるのかを確認する必要があります。利用者が改訂は必要ないというのであれば、改訂すべきではありません。

2

戦略報告書ⁱやマネジメント・レビューとの関係について

和 貝 ここからはもう少し具体

的なお話をうかがいたいと思います。戦略報告書とマネジメント・レビューについてです。英国では会社法に戦略報告書に関する規定が組み込まれ、既に、報告書の開示が始まっています。また、ドイツ等の大陸欧州各国でもアニュアルレポートにおけるマネジメント・レビューの提供や、非財務KPIの開示が求められています。そのような制度要請と統合報告は、どのような関係にあるとお考えでしょうか？

Nugent ご存じかもしれませんが、戦略報告書に関するガイダンスが公表された際のプレスリリースには、同ガイダンスは統合報告の背景にある考え方と基本的に整合している旨が述べられていました。

IIRCも、統合報告と整合した戦略報告書を歓迎するとのプレスリリースを同時に発表しました。戦略報告書と統合報告書の目的は同じです。ドイツの長文式経営者報告書については、あまり存じ上げていませんが、導入されてから何年か経つと思います。資本市場によりよい情報を提供し、資本が長期的に最も効率的かつ最も効果的に使われるようにするという点では、目的を共有しています。ただ、IIRCフレームワークでは、これらの枠組みと比べて、金融の安定だけでなく持続可能な発展も重視しています。IIRCは資本や資源は有限であることを認識したうえで、世界に影響を与えることなくそれらを使い尽くすことはできないと考えています。この点が、今ご紹介したほかの報告と私たちIIRCの考え方の少し違う点かもしれません。

和 貝 Nugentさんは英国財務報告カウンスル（FRC）Narrative Reporting Advisory Groupⁱⁱのメンバー

でいらっしゃいましたが、IIRCフレームワークは戦略報告書に関する規定とガイダンスにどのような影響を与えたとお考えですか？

Nugent 英国には、過去にOFR（Operating and Financial Review）ⁱⁱⁱ導入に向けた準備がされていたため、独自の資料が数多くありました。そしてOFRに関するガイダンスを使って、戦略報告書に関するガイダンスの作成が行われていました。アドバイザリー・グループにおける私の役割の1つは、当時まだドラフト段階にあったIIRCフレームワークとの関係を説明することでした。戦略報告書に関するガイダンスのドラフトは、IIRCの統合報告よりも過去のOFRに関するガイダンスに基づいて作成が進められていました。しかし、IIRCフレームワークのコンサルテーション・ドラフトの公表後、国際的な整合性の重要性が認識され、IIRCの提唱する統合報告が考慮される度合いが少し高まったと思います。この国際的な整合性というのは、統合報告の大きな強みの1つですね。企業報告において、世界には、実際には同じようなことを達成しようとしている、さまざまな取組みがあります。統合報告の非常に大きな強みの1つ



Michael Nugent氏

は、それが国際的なフレームワークであることです。そのため、国際的な金融市場での資金調達に関心を持つ企業を対象としています。よって、そうした企業が国際的なフレームワークに従って報告を行えば、その目的を達成できると思います。

和 貝 戦略報告書に関するガイダンスの策定にあたり、難しいことはありましたか？ 例えば、ワーキンググループの中で、資本をはじめフレームワークにおける概念を提案されたと思いますが、戦略報告書のガイダンスでは採用されていません。難しいと感じたことはあったのでしょうか？

Nugent IIRCフレームワークにもっと近いものになればよかったと思っています。しかし、当然のことながら、彼らはOFRに関連した多くの資料を既に持っていましたし、それが彼らの状況に適していると考えたのでしょう。IIRCフレームワークよりも、詳細にしたいという意図もあったはずですが。その当時はまだドラフトの段階にあったIIRCフレームワークが進むべき正しい道であるという確信が持てなかったのだと思います。そのため、資本などの一部の概念が英国の戦略報告書のガイダンスでは採用されていません。

和 貝 先ほど戦略報告書と統合報告書は整合しているものの、同じではないとおっしゃいましたが、戦略報告書と統合報告書のそれぞれのフレームワークにおける主要なポイントに根本的な違いがあると思われますか？

Nugent 英国のガイダンスとIIRCのガイダンスを使って戦略報告書を作成することは可能ですし、IIRCのガイダンスと英国の（戦略報

告書の) ガイダンスを使って統合報告書を作成することも可能だと思います。両方使った場合、結論は同じになるはずですが。問題はどちらか一方を使った場合です。統合報告のガイダンスを知らずに、英国のガイダンスだけに従った場合、例えば、資本の話がそれほど出てこなくなるでしょう。また、将来に関する情報が少なくなるはずですが。結合性も不足するかもしれません。しかし、両方を使えば、どちらにも準拠した非常によい報告書が作成されると思います。

和 貝 では、次のIIRCフレームワークの改訂では、戦略報告書又はそのガイダンスの影響を受けると思われますか？

Nugent そう思います。IIRCフレームワークを改訂する前に、IIRCは実務で何が起きているかをみていますが、英国では優れた実務がみられるようになっていきます。その優れた実務は、それが英国の戦略報告書のガイダンスに従ったものであれ、IIRCフレームワークに従ったものであれ、今後のフレームワークの形に影響を与えることになるでしょう。英国では、戦略報告書で要求されているので、他の国に先駆けて統合報告が行われるようになりました。そのため、英国での経験は非常に重要です。影響もあると思います。ただし、それがどのような影響となるかは、英国における今後の進展によると思います。話は変わりますが、戦略報告書では、規制により開示を行わなければならない、例えば、取締役会における男女比といった特定の項目がいくつかありますが、これらは統合報告書では必要ないかもしれません。ただ、これは些細な違い

です。

和 貝 英国では、既にいくつかの戦略報告書が公表されていますが、とても質が高いですね。ただ、ほとんどの企業はIIRCフレームワークを使っておらず、IIRCフレームワークを使ったとの記述はありません。これはなぜだと思われますか？

Nugent IIRCフレームワークを使用した旨を記述することを要求されていないからでしょう。ただ、全部ではないにしても、IIRCフレームワークを参照している企業は多いと思います。戦略報告書と統合報告の1つの違いは、価値と価値創造のどちらに焦点が置かれているかどうかです。英国のガイダンスでは、主要な目的として価値創造は挙げられていません。IIRCフレームワークでは価値創造が重視されているため、戦略報告書において価値創造にそれほど触れていない場合、IIRCフレームワークに言及すべきではないと感じるのかもしれませんが。

3 統合報告の保証について

和 貝 次にIIRCは、統合報告の保証に関して、昨年、2つの文書を公表し、意見を募集しました。世界中から、日本公認会計士協会(JICPA)のコメント・レターを含む、63通のコメント・レターが提出されたと聞いています。そこで、それらの文書の主なポイント、また、ペーパーに対する主なコメントについてうかがいたいと思います。

Nugent コメント・レターで挙げられていた事項のうち、重要だと思われるものについて、ラウンド・テーブルやコメント・レターから受けた印象を含めてお話したいと思い

ます。

第一に、統合報告がまだ始まったばかりであるため、統合報告、また、統合報告の保証を形式化したり、それについての規則を定めたりすることは時期尚早であるという点です。統合報告の保証を始めるのが早すぎれば、統合報告の成長や創造性が制限されてしまうとの懸念が生じているようです。この点については、多くの関係者がとても強く主張していました。

また、財務諸表の保証に関する従来のモデル又は監査は、統合報告の保証を考えるうえで、適切かもしれないという意見と、そうではないかもしれないという意見の両方がありました。保証のモデルに関しても、いろいろと試したいという意見です。報告に関して試行錯誤すべきであり、それを制限するような保証は行うべきではない、保証に関してもいろいろと試すべきであるという意見が多く寄せられました。一方で、保証実務者を報告プロセスの早い段階から関与させれば非常に有用であるとの認識もみられました。すなわち、何も強制されたくはないものの、保証実務者の知識は有用であるため、関与はしてほしいと考える人も多いのです。

内部監査の重要性も特筆すべき点だと思います。内部監査が行われているところでは、統合報告も内部監査の対象とすることが重要であるという意見です。これは南アフリカの複合保証 (combined assurance) の考え方と似ています。また、同様のテーマでいえば、保証だけに焦点を当てるのではなく、報告書自体の信頼性にも焦点を当てるべきであるという意見もありました。これは、企

業が取り組むべきことであり、取締役会がどのように行動し、取締役会がプロセスをどのように監視しているかも外部保証と同様に重要であるという意見です。

和 貝 ほかにはどのような意見があったのでしょうか？

Nugent ラウンド・テーブルでは、1人か2人の作成者がコストベネフィットについて懸念を示していました。彼らは、市場が期待するから保証を行っているものの、自らは保証の恩恵を受けていないと感じると述べていました。その時そこにいた方が偶然そういう意見を持っていたかもしれません。一方で、市場が望んでいるからというだけでなく、保証実務者は自身の内部報告プロセスのために有益であり、そうしたプロセスをより堅固なものにする手助けをしてくれることから保証は必要であるとの意見もあります。このように、保証に対しては賛否両論ありますが、コストベネフィットに対する懸念を持っている人もいるということはいえると思います。

和 貝 作成者や投資家の意見はどのようなもののでしょうか？

Nugent 投資家からのコメントでは、あまり早急に保証に手をつけるべきではないという強い意見がみられました。しかし、投資家と話していて気付いたのですが、彼らは必ずしも保証を十分には理解していません。そのため、IIRCや、国際監査・保証基準審議会（IAASB）、JICPAなどの機関には、保証がどのようなものであって、どのようなものでないかについて投資家に情報を提供する役割があるように思います。いずれにせよ、JICPAや国際会計士連盟（IFAC）、あるいは、ほかの機関か

は分かりませんが、教育的な役割を果たす必要があると思います。

和 貝 報告書の作成者の意見はどのようなものだったのでしょうか？

Nugent ラウンド・テーブルに出席していた作成者は総じて肯定的でした。彼らは概して保証プロセスによってもたらされる価値を認識していました。作成者もコストについては懸念していましたが、意見としては概ね好意的だったといえるでしょう。彼らは保証実務者がもたらすことができる価値を認めていました。全員ではありませんが、作成者の大半は好意的でした。

和 貝 次は、IIRCとIAASBの関係についてうかがいたいと思います。IAASBは、統合報告の保証に関してどのような取り組みを行っているのでしょうか？

Nugent 最近、IAASBは、統合報告の保証に関するワーキンググループを正式に立ち上げました。およそ2年間にわたり、IAASBとIIRCは合同で会議を開いたり、意見交換を行ったり、既に一緒に活動してきました。このようにIAASBはかなり以前から統合報告の保証に関心を寄せていましたが、今回、ワーキンググループの設立が正式に決定されたのです。私は何度か電話会議で彼らと話しましたが、IAASBは2015年後半には、統合報告についてIAASBが何をすべきかに関し、市場、保証の提供者等の意見を求めるためのディスカッション・ペーパーを公表することになると思います。そしてそのディスカッション・ペーパーに対する反応をみて、2016年半ばにはプロジェクトの提案に移行する予定だと思います。プロジェクトがどのようなものになるかはまだ分かりません。基準書か

もしれませんし、ガイダンスかもしれないし、別の何かかもしれません。

和 貝 保証の基準であるISAE 3000についても教えてください。ISAE3000のほかにも、統合報告に関する主題別の保証基準が必要だとお考えでしょうか？

Nugent 私の個人的な意見ですが、ISAE3000を使って統合報告の保証業務を行うことはできると思います。しかし、必ず必要とはいいません。もっと具体的なものがあれば有用だと思います。例えば、統合報告に特化した基準を考えることができるとしますし、将来志向の情報取扱い、説明的記述の取扱いやビジネスモデルの開示の取扱いに特化した基準も考えられると思います。要するに、統合報告ではなく、その構成要素を取り扱った基準です。IAASBがそのような方向に進む可能性は考えられると思います。

和 貝 IIRCはそのような方向に向かわせようとしているのでしょうか？

Nugent IIRCがIAASBに対してですか？

和 貝 はい。

Nugent それはどうでしょうか。私たちIIRCはIAASBと交流を図っており、その関係はお互いの尊敬の念と、共通の目的があるという相互理解のうえに成り立っています。IIRCとIAASBは共に企業報告の質を高めようとしているのです。

和 貝 さらにうかがいたいのですが、IFACから重要性に関するペーパーが公表されるそうですね。これについてはどう思われますか？

Nugent IFACは、IIRCの代わり

うことを買って出てくれました。IFACが行っているプロジェクトは、実際にはIIRCのプロジェクトなのですが、IFACのスタッフが行っています。私の同僚のテクニカル・ディレクターもこのプロジェクトに密接に関与しており、何度か電話会議に出席したり、ペーパーに目を通したりしています。IFACは、IIRCフレームワークを適用した人が、重要性の意味、すなわち、それが財務報告や持続可能性報告書における重要性と異なるのか、同じなのかを理解できるようにするための実際的なガイドンスを策定しようと取り組んでいます。これは、人々が抱いている重要な疑問です。多くの人は、財務報告、持続可能性報告、統合報告で3つの異なる重要性のプロセスがあるべきではないと考えています。IFACは、3つの報告書における重要性が同じなのか、違うのであればそれがどう違うのかといった疑問を解決しようとしています。

和 貝 IAASBのほかに、統合報告、具体的には将来志向の情報、説明的記述等の保証に関して取組みを行っている各国の基準設定主体はあるのでしょうか？

Nugent まず、私がよく知っているオーストラリアのことからお話したいと思います。オーストラリアには業務監査に関する基準が古くからあります。これは財務諸表監査ではなく、効率性及び有効性に関する記述の監査です。これは説明的記述であることが多いので、似ているかもしれません。この基準はISAE 3000より以前に公表されたものであり、この基準中の考え方の多くがISAE3000に織り込まれていると思います。

米国には、経営者による説明の監査又は保証に関する意見書がありますが、これはほとんど使われていませんが、あることはあります。

和 貝 IAASBのワーキンググループは、今後のプロジェクト実施にあたって、そうした有用なほかの基準や実務の調査を行うのでしょうか？

Nugent 私も調べたいと思っていますし、IAASBでも調べるでしょう。私自身はスタッフとしては関わっていないのですが、通常はどのような基準や実務があるかをまず調べます。

和 貝 さて、日本では、2014年に、スチュワードシップ・コードが公表され、最近、コーポレートガバナンス・コードも公表されました。英国ではこれらのコードが既に導入されていますが、統合報告の信頼性を高めるうえでのコーポレート・ガバナンスの役割及び重要性について、どのようにお考えでしょうか？

Nugent 保証に関するペーパーへのフィードバックの中には、外部の保証提供者だけの責任にすべきではないとの意見がみられました。実際には、統合報告が堅固であり、正確であり、信頼できるものであるようにするのはガバナンス責任者の責任です。そして英国では、これは非常によく受け入れられ、理解されていることだと思います。英国でキャドバリー委員会⁷が立ち上げられたのは約20年前のことです。そこからガバナンス責任者の役割が徐々に浸透していったという経緯があります。既にコーポレート・ガバナンス・コードが導入され、ガバナンス責任者の責任が十分に理解されている英国では、統合報告書の責任をガバナンス責任者が取るべきであるという考え

方に対してそれほど驚きはなかったのではないのでしょうか。IIRCフレームワークの投票に際して、統合報告書に関してガバナンス責任者が正式に責任を負うことを報告書の中で表明すべきか否かに関して非常に意見が分かれました。一部の国・地域からの出席者は批判的でしたし、一方で、英国やオーストラリアからの出席者はそれが当然であると考えていました。ただ、オーストラリアからの出席者に関しては、何人かの取締役が個人的に責任を問われることに対して不安を覚えていたと思います。

和 貝 なぜ、ガバナンス責任者である取締役会又は取締役がアニュアルレポートの完全性に対する責任を表明しなければならないのでしょうか？ 取締役会には、外部取締役や独立取締役もいます。それぞれの職務を持った取締役が一緒になって取締役会としての役割を果たします。特に日本では、代表取締役とCFOが、有価証券報告書の作成に関して責任を表明します。この点で英国やヨーロッパと異なります。そこでうかがいますが、なぜ取締役会、すなわち、ガバナンス責任者が集合的に報告書の完全性に対する責任を負い、意見を表明しなければならないのでしょうか？

Nugent きっとそこには違いがあって、私たちは日本の考え方をきちんと理解できていないのかもしれない。ただ、私の考えでは、これはIIRCのMervyn King議長⁸がよく言うことでもあるのですが、取締役会全体としての意思（collective mind of the board）がなければなりません。

和 貝 collective mindを日本語に翻訳することは非常に難しいので

すが、取締役会全体としての意思 (collective mind of the board) とはどのような意味でしょう。

Nugent 戦略の決定と同様、取締役の間で合意がなければならない、取締役が集合体として決定を行わなければならないという意味です。取締役は、戦略を決定するために協力し、合意しなければなりません。Mervyn議長、私、そしてある意味ではIIRCも、それが非常に重要であると考えています。統合報告は財務資本提供者に向けた一番重要な報告書であり、核となるものです。これは、例えば、戦略そのものと同様、取締役会で合意に達すべきものなのです。「私たちはこのように価値創造を行っている」と取締役会で合意できなければならないのです。反対意見があるならば、問題に立ち返り、公表前に解決しなければなりません。

和 貝 要するに、取締役会は取締役会全体として集合的 (collective) にアウトプットである報告書を承認することが非常に重要であるということですね。

Nugent そのとおりです。別の言い方をすれば、報告書の内容を取締役が支持しないのはなぜか？ ということです。それはなぜなのでしょう？ ほかの取締役を信頼していないからでしょうか？ それとも報告書の内容が間違っているからでしょうか？ そして、それは外部に対してどのような意味を持つのでしょうか？ 取締役が支持しない報告書を、投資家は信頼してくれるのでしょうか？ そのように考えることができます。

和 貝 日本のコーポレート・ガバナンス・コードには外部保証に関する記述があります。そこで、外部

保証とコーポレート・ガバナンスの関係について、お考えをうかがいたいと思います。

Nugent 財務諸表監査のモデルについて考えていたのですが、IIRCの保証に関するペーパーには、外部監査人の関与によってガバナンス責任者が一定の安心感を得ることができるとの記述があります。ただ、理論上は、外部監査人が署名する前にガバナンス責任者が署名しなければなりません。そして、一部の国では、ほかの国よりも厳格にそれを守らなければなりません。例えば、米国では、財務諸表の監査報告書は取締役会あてに発行されます。これは、一般的な株主に向けて監査報告書が発行されるオーストラリアや英国とかなり違います。日本ではどうですか？

和 貝 取締役会あてに発行されます。

Nugent 国・地域によって関係性が異なるかもしれませんが、手続としては、外部監査人が情報を精査し、それが適切であると考えていることが分かっているれば、取締役会は報告書にもっと自信を持てるようになると思います。取締役会は報告書に対する助言があれば心強いでしょう。

4

今後のIIRCの活動について

和 貝 今後のIIRCの活動についておうかがいします。まず、IIRCフレームワーク公表後のIIRCのテクニカルな活動についてご説明いただけますか？

Nugent IIRCでは多くの人が実務で何が起きているかを調べています。例えば、私の同僚のLisa Frenchは、発行されたさまざまな報告書

を調査し、良い点、悪い点、次回フレームワークで取り扱うことができる又は取り扱うべきである点にはどのようなものがあるか、ガイダンスはどうすべきかといったことに取り組んでいます。彼女は事例データベースの責任者でもあります。事例データベースには、常に新しい事例をアップし、作成者がほかの作成者の事例をみられるようにしています。ほかには、保証に関するペーパーも公表します。また、先ほど申し上げましたが、市場が必要であると考えらるならば、IIRCフレームワークを改訂することになると思います。その前には、IIRCフレームワークを改訂すべきだと思うかどうか、改訂すべきかならば、いつどのように改訂すべきかについて市場に聞く必要もあります。個人的には、今年、今後、IIRCフレームワークがどうあるべきかについて市場の意見を聞くべきだと思います。また、先ほど申し上げた重要性に関するプロジェクトをIFACと行っています。ほかにもKPMGとの間でメガトレンド^①及びメガトレンドが企業による価値創造に与える影響に関するプロジェクトが進行中です。IIRCに新たな企業ネットワークも築きました。銀行及び保険、テクノロジーといった特定の業種とのネットワークも構築しました。近いうちに研究者とのネットワークも構築したいと考えています。さまざまな活動が進行中ですが、すべての活動は「採用のペースを早め、規模を拡大する」とこと、「フレームワークの質を担保する」ことの2つの目的のために行われています。

和 貝 IIRCは基準設定主体ではないと述べており、米国サステナビリティ会計基準審議会 (SASB) が

産業別の基準の開発を進めています。そのような開発についてはどのように思われますか？ また、SASBはどのように影響力を行使していくのでしょうか？

Nugent IIRCが基準設定主体になりたいかどうかは言葉だけの問題だといえるかもしれません。というのも、IIRCフレームワークの開発にあたり、IIRCは基準設定プロセスに従っていますし、IIRCフレームワークを基準とは呼んでいませんが、基準のようなものだからです。基準はもっと詳細なものであると人は考えるのだと思いますし、今のご質問も、SASBが行っているように、もっと詳細な規定が必要だというのが、その趣旨だと思います。SASB、GRI (Global Reporting Initiative)、気候変動開示基準委員会 (CDSB)、国際会計基準審議会 (IASB) 等はそれぞれの分野で基準の開発を行っています。ある程度の詳細さは必要ですので、これはとてもよいことだと思います。IIRCが詳細な規定を定めていないのですから、ほかの機関がそれに取り組んでいることはよいことだと思います。今、IIRCが取り組んでいるのは、そうした基準設定主体がお互いに話す機会を設けることです。そこで、コーポレート・レポート・ダイアログ (CRD) という、異なる分野の基準設定主体が一体となり、目的が重なっていないか、お互いに矛盾していないか、取組みが重複していないかといったことを確認するための機会を設けました。また、この対話を通して、言語を統一し、同じ用語を使うようにすることができます。IIRCは、個々の機関をサポートするというよりは全体をサポートしており、IIRCが中心となっ

て基準設定主体をまとめています。

和 貝 IIRCは上に立って、CRDを取りまとめることがあるのでしょうか？ また、IIRCの取りまとめによって、有益な基準ができた場合、IIRCがペーパーを公表したり、例えば、次のIIRCフレームワークの改訂で詳細な基準を含めたりすることはあるのでしょうか？ まだ、そのようなことはないですか？



和貝享介氏

Nugent 次のIIRCフレームワークの改訂は、おそらく2年後ぐらいになると思いますが、その間に、特定の資本の測定又は評価に関する、もっと具体的な基準を含めることは考えにくいと思います (20年後であれば分かりませんが……)。この3年や5年の間にそうしたことが起こることは考えられないと思います。

CRDについてですが、かなり繊細な問題ですね。IIRCがトップに立ちCRDをまとめることになるかどうかですが、IIRCは単なるファシリテーターであり、基準設定主体同士が話し合う手助けをしているだけです。また、IIRCにはフレームワークがありますので、参加者の1人でもあります。しかし、私たちIIRCがトップに立って他の基準設定主体をまとめ、何をすべきかを指示することにはな

らないでしょう。CRDの参加者も、もちろん、私たちIIRCの下につくことは考えていないと思います。

和 貝 次のIIRCフレームワークは大きく変更されるのでしょうか？

Nugent これまでのフィードバックをふまえると、大きな変更は必要ないと思います。例えば、5年間は全く変えるべきではないという人もいますし、そうかもしれないと思っています。おそらく、大きな変更ではなく、「全く変更しない」と「軽微な変更」又は「軽微な改善」の間くらいになるのではないかと思います。原則が変更されることはないと思いますが、価値の意味の説明を改善したり、比較可能性と整合性に関するガイダンスを明瞭化したりといった程度の変更になると思います。

和 貝 次のIIRCフレームワークに保証に関する部分が含まれることはあると思われますか？

Nugent そうは思いませんが、信頼性に関する記述が含まれる可能性はあります。IIRCに寄せられたいくつかのコメントでは、報告書が信頼できると思う理由の説明をガバナンス責任者に求めるべきであるとの提案がなされていました。もしそれが必要であるという意見が多ければ、次のIIRCフレームワークに含められるかもしれません。

和 貝 これでインタビューを終わります。本日はありがとうございました。

〈注〉

i 英国では、企業戦略とビジネスモデルを軸として、財務情報と非財務情報とを体系的に構成する形の報告に向け、2013年6月に会社法を改正し、小会社を除く企業に

対し、財務諸表、コーポレート・ガバナンス報告、報酬報告に加えて、戦略報告書の開示が求められることとなった。戦略報告書には、戦略、ビジネスモデル、KPIを中心として、企業の状態、成績及び将来の見通しを理解するうえで重要な情報を開示することが求められた。また、英国財務報告カウンスル（FRC）は、2014年6月、戦略報告書の開示に関するガイダンス文書を公表した。

ii FRCに設置された検討会であり、戦略報告書ガイダンスを開発する際の検討を実施した。

iii 英国において、2005年3月に成立した「営業及び財務の概要並びに取締役報告書に関する規則」で規定された非財務情報の開示要請のこと。2005年4月1日以降開始の事業年度から適用が開始されることとなり、当時の会計基準審議会（ASB）は「営業及び財務の概要に関する報告基準」を公表した。しかし、その後、当時の財務大臣がOFR要請は、EU指令の規定を超えて英国産業界に規制を課さないという基本方針に反することを発表し、OFR規則を廃止する規則が2005年に提出され、2006年に成立した。その後、英国では会社法改正に伴い取締役報告書におけるビジネスレビュー開示と非財務情報開示の拡充が進められたが、これについてガイダンスは提供されなかった。

iv IIRCフレームワークでは、ガバナンス責任者（Those charged with governance）は、「組織の戦略的方向性、組織の説明責任及びスチュワードシップの遵守状況を監督する責任を有する個人又は組

織（例えば、役員会、評議員会）」と説明されている。

v 英国において、1980年代後半から1990年代初めに企業不祥事が頻発したことを受けて設置された企業財務に関するガバナンス検討委員会のこと。Adrian Cadbury卿を委員長としたことから、キャドバリー委員会と呼ばれる。コーポレート・ガバナンスの基本的なあり方についての行動規範を提案し、英国のみならず世界的なコーポレート・ガバナンスの原型となったとされる。

vi 南アフリカの元最高裁判所判事であり、南アフリカ・コーポレート・ガバナンスに関するキング委員会の議長及びIIRCの議長を務める。

vii 世界や社会のあり方を大きく変化させることとなる巨大な潮流のこと。企業の価値創造モデルや競争関係に革新的な変化をもたらす要因として、近年、注目されている。

* 必須研修科目「監査の品質及び不正リスク対応」研修教材

教材コード J030381



研修コード 3003

履修単位 1単位